

会 議 録

全部記録 要点記録

1 会議名	姫路市職員倫理審査会
2 開催日時	令和元年5月29日（水曜日） 14時00分～15時15分
3 開催場所	姫路市役所 北別館3階 研修室
4 出席者又は欠席者名	（出席者）姫路市職員倫理審査会委員5名 （事務局）総務局長、総務部長、職員倫理課長、職員倫理課課長補佐2名、職員倫理課主任
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人2名
6 議題又は案件及び結論等	1 姫路市職員倫理審査会会長及び副会長の選出 2 平成30年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（規則）の運用状況について
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

	<p>1 開会（14：00）</p> <p>（総務局長挨拶）</p> <p>（委員紹介 及び 会議成立確認）</p> <p>2 姫路市職員倫理審査会会長及び副会長の選出</p> <p>（委員互選により会長及び副会長選出）</p> <p>3 平成30年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（規則）の運用状況について</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からの説明の前にお諮りしたい。</p> <p>手元に、本日の資料として資料1、資料2、資料3の3種類の資料が配布されているが、特に資料3については、現在継続中の事案であるため、本審査会の条例第13条第7項に基づき、特に本審査会が必要と認める場合に該当するものとして非公開とさせてもらいたいと思う。これは、姫路市情報公開条例第7条第5項に規定する実施機関の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある部分が含まれていると考えられるので、資料1と資料2は公開として、資料3に係る部分については非公開とさせてもらいたいと思うが、それで良いか。</p>
<p>委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、事務局より資料1及び資料2について説明をお願いしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局から資料1、資料2の説明》</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>本庁はある程度横断的に人材がそろっていると思うが、支所、学校、保育所などで大きな問題点があったかなかったか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本庁は職員倫理課に警察から出向している職員がいて、ある程度迅速な対応が取れる。各職場で、例えば、録音する係、警察に通報する係など、あらかじめ職場内で定めるよ</p>

	<p>うに指導している。出先についても、まず一次的には各職場でそのような体制を確立して対応する。警察への通報も躊躇なくするよう言っているので、意識として浸透させたい。それから、継続して出先等で発生している事案もあるので、関係課で連携会議をして対応したり、地元の警察、交番に情報提供して対応を依頼するなど事案に応じた対応をしている。</p>
委員	<p>確認したかったのは、市民に公平、公正に誠意をもって対応するのが前提だと思うので、支所、学校などの出先機関について、横断的なマニュアルと各出先機関のマニュアルを整備してはと思って質問した。</p>
事務局	<p>業務の公平、公正については、通常できないサービスをする取扱いが異なり、つけ入る隙が生まれる。委員が言われたようにサービスを平等にするというのがまず大前提で、その中でつけ入る隙がないようにする。マニュアルについては、業務用のマニュアルを必要に応じて各所属が作成している。それとは別に不当要求行為に対するマニュアルも作成し、同じような対応がどこでも取れるということを目指している。</p>
委員	<p>初めてで基本的なことがわからないが、職員倫理審査会は職員の倫理についての問題を議論する場と思う。条例に不当要求行為に対して「職員の公正な職務の執行を図るため対応する」とあるが、職員倫理という観点から位置づけがよくわからないので教えていただきたい。</p>
事務局	<p>本審査会は、条例に基づいて設置される市長の附属機関である。条例第13条に審査会の設置について、第14条に審査会の職務について定めている。職務としては、条例、規則を改正する場合にご意見をいただく、また条例の規定を遵守するための方策についてご意見をいただくことなどをお願いすることになっている。</p>
会長	<p>条例には職員が遵守しなければならない事項が定めてあるので、当然守らなければならない。そして職員のことだけでなく、どうしても市民からの要望、要求が出てくるのでその対応の部分も合わせて条例化している。</p>
委員	<p>職員倫理という名称に関わらず、市民からの要望等への対応も取り入れたということか。</p>

会長	<p>そうである。他の自治体の条例もおおむねこのような構成となっている。</p>
事務局	<p>補足すると、条例は二本立てと考えている。一つ目は条例第1条「職員の公正な職務の遂行を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保するというを目的とする」こと。まずは職員が不信を持たれないということである。二つ目は、外から不当な要求等があった場合にその対応を誤ると、結果として不正あるいは公平さを欠くということを防ぐための対応である。この二つが基本となって、職員がしっかりと倫理観を守って働くということを実現しようという趣旨の条例である。</p>
委員	<p>不当要求行為と不当要求行為のおそれという区別はどういう判断でされているのか。要求内容が不当なのか、要求内容は正当だが要求方法が不当なのか、という区別をどうされているのか、その区別に迷うこともあると思うが、その場合、誰が判断されるのか。</p>
事務局	<p>条例第2条第4項に不当要求行為の定義が6点規定されている。この事柄に該当する場合は正当な要求内容であっても、要求の仕方や、その時の言動によっては不当要求に該当するという定義づけをしている。まず職員が一次的に判断して報告書を作成する。次に原局の方で判断する。最終的に原局が決定できないケースがあれば、こちらの審査会で、不当要求行為に該当するかどうかについて審査し、ご意見を述べていただくことになる。</p>
委員	<p>20番の船山出張所だが、この案件以外にこの方による脅迫的な言動があったかどうかを聞きたい。</p>
事務局	<p>具体的には2回あった。1回目は不当要求行為はなかった。2回目に脅迫的な言動があった。この方は、複数の所属に行って自分の要望等を話されているが、常にそのような口調ではない。ただ、この所属では脅迫的な言動があったので、その結果不当要求行為として報告が行われた。</p>
委員	<p>その時の説明の仕方やサービスが良くなかったという対応はないか。職員の対応の仕方には落ち度はなかったか。</p>

事務局	<p>実は出先機関の業務ではなく、別の所属の業務を説明する中で、詳細の方を確認して改めて書類を欲しいと来られたときに、提供してよい書類かどうか確認しますというやり取りの中で起こった。確認しますという話に納得されなかった。確認したところお渡しできるということで後日お渡しした。</p>
委員	<p>出先機関と本庁とのサービスが均等でないことが原因の一つかもしれない。よく調べたら渡せたということになるのであれば、そのような対応をして欲しかった。それを職員の対応に落ち度はなかったが、脅迫的な言動を市民にされたと思うのはどうかと思う。出先機関しか行けない市民は、そこで救ってもらいたいと思っているので、職員は研修を重ねて寛大な気持ちで業務をしてもらいたい。職員が言いたいこともあるだろうが、市民はこのように受け止めている人もあるということをお場で話をして、より良いサービスの姫路市に変えていってもらえたらと思う。</p>
事務局	<p>サービスを均等にするというのはもちろんのことである。ただ出先機関の場合は職員数も限られ、その出先機関にとって珍しい問いかけもあるので、その時は間違っただけを言わない、確認をしますということをおも指導している。職員の対応が不十分なところもあると思うが、客観的に見て言動が不当要求行為に該当したということである。例えば、「何をしてるのか」「もっとしっかりやれよ」「ちゃんと答えなさいよ」という言葉であれば、不当要求行為に該当しない。この場合は「今度はお前が標的だ」という言葉が脅迫的な言動であるということである。職員の主観ではなく客観的に見るようにしているので、ご理解いただきたい。</p>
委員	<p>脅迫的な言動は今回が初めてということだったので、職員の対応が良くなかったのかと思ったため質問した。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、資料3に移ります。ただいまから、会議を非公開としたいと思います。傍聴者は退室をお願いいたします。それでは、事務局より資料3について説明をお願いします。</p> <p>【非公開】</p>

4 連絡事項

・政治倫理審査会の運営体制について、会長及び副会長は、本審査会と同様に荒川委員及び太田委員にご対応いただく。

5 閉会（15：15）